

花園法皇の御證道と興禪護國

小笠原 秀 實

一
人格の向上と完成とを基礎として一大集團の統理を實現し、これに依つて自利、利他の合一を期することは、佛教教學の中心をなす。個々人々、靈能完成への努力は最も健實なる國家を組織するに堪へ、かゝる國家の確立に於て、人は各、その性能の完成を實現し得るのである。かゝる人と國とは、内外共に強固なるが故に、内、頽廢疲弊の弛緩を宿さず、外、剛直にして他の浸損侮蔑を受けない。正に興禪護國の論理的根據であり、實踐的指針である。

花園法皇の御宸記並びに御製法華品釋を拜讀して、興禪護國の御精神を學びたいと思ふ。

二

最初に申し上げたいのは、王法佛法一如の御思想である。「佛教の道理更に外に求むべからず、治國養民、是れ刹利居士の懺悔なり、何ぞ別に佛事を修すべけむや」のお考である。これは御宸記元享三年六月廿六日、永福門院の御如法經供養に關する御記述中の思想である。「凡於善根、更不

成人民之煩、是最上事也」と御標示になり、その御説明として、

「佛敎之道理更不可外求、治國養民、是利利居士之懺悔也、何可修別佛事乎、太以不當于理事也而人情不知大義之間、王法之外別修佛事、是又近代之弊風也、」

と御記述になり、更に

「於予者、本自心外不求佛法之間、強不可待如法經、如行法記文者以覺佛性、以是爲莊嚴懺悔、是法華三昧大意也」

として、心外に佛法を求めず、行法記文はその目的、佛性を覺るにあり、法華三昧もこの精神に外ならずとなし給ふのである。佛性を覺するのは、畢竟、直指人心、見性成佛の教旨に外ならぬのであると拜察することが出来る。

然しこれと共に外面的な形態象徴をすべて否定されてゐるのではない。徒らに心外、佛法無しとして修行せざるものは、何時か佛性を顯はさんやとして修行の肝要を叙述されてゐる。

「徒稱心外無佛法、不修行者、何時顯佛性哉、迷前是非也、共人不可偏執事也、」

又曰く

「法華云、治世語言皆順正法云々、此意殊王者可存事也」

治世語言皆正法に順ず、この意王者の存すべき事として、治世養民のこと、すべて正法に基礎を

求め給へる理路を拜察すべきである。

「この意殊に王者の存すべき事」なる正法に順することは抑も如何なることであらうか。こゝで法華品釋に於ける陀羅尼品の御頌を伺ふべきである。

「護持神呪難思議、治國利民在此經、善惡皆歸實相理、人人於此得無生」

「治國利民在此經」の御頌と、法華經を引用されてゐる「治世語言皆順正法」と、共に治國、治世が目標になつてゐる點に於て通するものがある。御頌に於て治國治民の理「在此經」と仰せられて居り、「此經」は法華經であり、而もその真理とし、正法としてゐるものは、御頌に述べられてゐる「善惡皆歸實相理」であり、又「人人於此得無生」である。即ち「治國利民」は實相の理に依るのであり、又人々悉く「無生を得る」ことに在ると拜讀することが出来る。

「此經」と云ひ、「實相理」と云ひ、「得無生」と云ひ、すべてこれら法華經にお依りになつてゐるのであり、そして法華經は天台宗所依の經典なるが故に、結局このことは法華經尊重であり、天台宗教義御宣揚に外ならぬのではないか。従つて必ずしも興禪護國の御精神とは伺はれないのではないか。この疑問が當然提出されるべきである。

三

この時代に於ける佛敎學の研鑽は、殊に高貴の方々に於ては、天台學、眞言學より始り、又それ

が御探究の中心をなすのである。禪と念佛とは、寧ろ實踐門としてこれら教學の間に含まれてゐたのである。従つて法皇の御研鑽が天台學に始り、且つ法華經に於ける多くの義門に御關心をお寄せになつたことは、明瞭であり、又自然の勢であつた。

元應二年三月九日より十三日まで日々長講堂の法華八講に御親臨、親しく問答の要點を御宸記に残し給へるのみならず、簡單に内容の御批評までお添へになつてゐる。それほど法華經の御研究は御熱心であり、且つ御造詣も深かつたのである。然しこれら問答の歸趣は、御宸記に依れば單純に教義一遍のものであり、やゝもすれば煩瑣を増すことになり、何の實力をも與へないものであるかに拜察されるのである。例へば元應三年三月九日の御宸記の裏書に

「光憲問云、出世本懷不亘本迹二門乎、答、限迹門、又問云、法華以前度生願滿乎、答、雖有分之滿、但不可及法華所說之義云々」

とあり、出世本懷に付いての傳統的教説の證義を擧げられてゐる。然しこのことは教相學上に於ける重要な問題ではあるが、實踐體得の上よりするならば、正に煩瑣的であることを免れない。精神的實力涵養の上よりするならば、かゝることの追求と論義巧妙とを以て満足すべきではない。法皇御修禪の根本動因も正にこのことにあつたと拜察すべきである。かくてこのことに關聯せる品釋の御頌に於ては、かゝる煩瑣性を裁斷して、一心の自覺にと肉薄されてゐる。品釋授記品の御頌に

「四十年來未會說、靈山會上絕疎親」

と仰せられてゐるもの、まことにこの御心境の表現である。更にその釋文に於て

「不經教誨之階級、不涉領解之品位、卽是一心實相本也」

とあるもの、一乘融會の具象的把握であり、禪的氣魄の活動である。

更に長講堂八講に於ける諸義門の教相的解釋と、品釋に於ける禪的把握との相違を學び、法皇の御證得を伺ひ奉ることは、法皇の內的御飛躍を伺ひ得るばかりではなく、教相偏重の思想が實踐的使命を果さざるに、參究體得の禪境のみよく性命の根源を具象的に構成し得る眞理に觸接し得るのである。御宸記、元應二年三月

「十一日、辛卯、晴、……夕座講師忠性、問者憲守……又問云、龍女卽身成佛在□申之内證歟、

將又在南方世界八相歟云々、答、可涉兩義云々、忠性頗若輩之中器量者也、憲守疎學者也、而今

日問□□分明、證義之稱美、龍女成佛事、玄智爲證誠、頻吐才學、其義殊勝、可謂宏才歟、」

これは龍女成佛に關する兩義の分別を論するのであり、忠性の答、兩義に涉るとして明晰であることを御記述になつてゐるのである。然し品釋提婆品は、かゝる兩義の紛糾を離れて、卽身成佛を宣示し、すべて十界常住の理を具象的に明示されて、些の狐疑を許されないのである。

「提婆品

阿私仙之爲師、表惡之生善、天王佛之得記、顯善之在惡、善惡不二、不關於理性、卽今以事相證之、龍女之成佛、畜類之女身、猶得卽身之證、以此表十界之常住……頌曰、
海中龍畜南方佛、今日逆人往昔師、今古見已革途轍、象王縱步絕狐疑」

惡中に善を生じ、善中に惡を藏す、善惡すべて不二、理もとより然るのであるが、卽今具體的な事實を提示するならば畜類の女身すでに卽身成佛の義を宣揚されてゐる。融會一相の境地、象王歩を縱にして狐疑を絶し、何の躊躇も逡巡もないのである。

更に同日夕座の問答、實相十如是に關するもの、天台教義の中心をなすものとして重要であり、品釋の御解釋、思辨の意味よりして、御證得の本質に切迫するものあるやうに拜察されるのである。

〔裏書〕夕座問、所謂實相十如是中相如是可□乎否、答、實相涉十如是、故不可謂相如是云々」問答の要旨、實相は十如是のすべてに亘るが故に、たゞひとり相如是に限るべきではないと云ふにある。品釋はこゝに於ても紛糾の煩瑣を去つて、十如實相を智體とし、本有の智、一切を具足して闕くるところなきことを提示し給ふ。

「方便品

……十如實相其智體也、法界無非十如、卽是本有之智、自然具足無有闕減……頌曰、
十如十界自然智、白日青天曾不藏、凜凜威風逼塵刹、靈光一段露堂堂」

智體圓成具足して闕減なく、威風凜々として塵刹を歴し、靈光一段露堂々の風光である。

かゝる教相全部を理の抽象的弱體より奪ひ去つて、白日青天下に於ける具象的事象體得の露堂々を擧揚されてゐる。主題はすべて法華經であり、その説相であるが、これの把握は全く禪的であり露堂々の威風を標示し給へるのである。

四

禪への御進行は、多くの教相學に達せられてから後のやうに拜察される。元應二年四月の御宸記「廿八日、丁丑、終日無事、入夜資朝參、相具禪僧一人參、隱遁之者也、而有得法之聞、仍召之、相談終夜及天明、其宗之爲躰、誠思慮之所存、可謂猶龍者歟、可仰可信也」

「其宗の躰たる、誠に思慮の及ぶ所、猶龍の如しと謂ふべき者か、仰ぐべし、信すべし」として、宗旨のあるところを御尊崇されてゐる。越えて半歳、元應二年十月

「十二日、丁巳、晴、今日資朝朝臣具妙曉上人參、如先々法談及比明、」
とあり、又十二日を隔て、

「廿四日、己巳、晴、入夜資朝相具妙曉上人參、法談如例、比明退出、」
とあり、更に翌年元亨元年八月の御宸記には次の如く御記述遊ばされてゐる。

「十九日、庚申、今日心神復干本、今夜妙曉上人參、法談及曉更、今夜予述已證證義一論、有許

容之言、尤所感悅也、此間下向關東方、早速御歸洛之由約諾了、禪法事自幼少仰信、然而不遇善知識、徒送年序、遇此人如信受行道、然而見時機有子細、仍不及披露、此間漸欲漏達、而下向遠方之間、暫默止之也、

(裏書)佛法之高妙、心地之極理、只在禪門之一宗、餘大小乘宗義都不可及者也、予殊繫思於玄旨、造次顛沛、於是徐有所發明、尤所歡悅、衣裏明珠不求自得、可喜々々、

御修禪の御進歩に伴ひ、「佛法の高妙、心地の極理、たゞ禪門の一宗にあり、餘の大小乗の宗義すべて及ぶべからざる者なり、予殊に思を玄旨に繋ぎ、造次顛沛、こゝに徐に發明する所あり、尤も歡悅するところなり、衣裏の明珠求めずして自ら得たり、喜ぶべし、喜ぶべし」と宣へる、その御進境を伺ふべきである。更に四ヶ月を隔て、この年の十二月には妙曉上人より受衣のことありしことを叙し給ふ。

「廿五日、甲子、……今夜妙曉上人參、密密受業、明後日可下向鎮西、即可渡唐之故也、此上人明昭宗師也、當世無雙、朕殊師仰之、此間連連談宗旨、

(裏書)、受衣事、先例不審、然而此聖人、於今者殆不知再會之期、歸依之符契不可不見、仍密々有此義旁以可有誘難歟、仍殊所隱密也、於此宗者、不可得而稱者也、誰敢同、然近代諸宗都不達深義、可悲事也、於此宗者獨有頓證義、可貴事也、

御進境のさまを伺ふべきである。元享二年三月十日の御宸記には、夢中、傳教、弘法兩大師に遇ひ、殊に弘法大師と法文を談じ、印可を求められたが、大師は分명한返答が無かつた、覺後これと思ふに、すでに印可を乞ふのは無疑のところにとらなからであるとして、御反省の御心事をお述べになつてゐる。御研鑽の態度誠に御眞實の極みである。

元享三年妙超上人參候以來、御參究は誠に御熱心であつた。五月二十三日の條下

「逢妙超上人、談話如先々」

次いで、七月十九日

「請超侍者參禪」

越えて十月十八日

「今夜偶超侍者談法、托鉢話下語令見、少々改非了、大途神妙之由有氣色」

更に十二月十四日、妙超上人は六條院前長老、宗卓長老を相具して參候され、長老と御問答あつて長老は碧巖録を讀まれた。

「十四日、壬申、晴、謁宗卓長老、超侍者即相具參也、令談碧巖録、先一兩問答訖令讀録、一兩枚也……」

(裏書)余問宗卓曰、如何是佛法大意、卓云、紫羅帳裏散眞珠、又問曰、只與麼□又別有歟、卓

曰、不離陛下所問、此一答頗參差歟之由思之、後日、問題侍者、然之由返答也。

御參究まことに本質的であり、生死巖頭の實參である。十二月二十日の條下

「入夜謁超侍者」

一年を隔て、正中二年二月二十三日には

「今日遇妙超讀碧巖錄、又下語、問答等不能記之」

とあり、同七月十七日

「謁超侍者談法文、予自思惟、猶知其懈怠之心、懺悔萬端、向後自可勵精進之由談話、抑精進是何物、懈怠又如何」

とあり、妙超上人との御談義尙數回の多きを記載されてゐる。

玉鳳院御目錄所載の

「國師印承一通

御授衣之時、國師被書進一通、投機御頌以下御問答載御錄、文章國師就參申、以宸筆被遊置一通」

より拜し得る御投機の御真境、誠に千歳を輝らす精神界の盛事であり、又實に眞の意味に於ける興禪の眞諦である。伽藍の興隆は末であり、眞證の實現は奇特事中の奇特事である。御宸記に

「中古以來以造寺爲本、佛寺之美麗爲先、太以背佛法事也、梁武帝造寺問達磨有功德乎、大師答云無功德、云云、此一段非今之所論、大以有深意、尤覺得此意、始可許修佛事而已。」（元享三年六月二十六日、永福門院御如法經の項）

と宣示し給へる御趣旨、専ら形骸を離れて眞證を求め給へる御願心に外ならず、不斷の御參究に依つてこの境地を御體得遊ばされたのである。この興禪の眞義に依つて、「治國利民」の現實を礎立遊ばされたのであり、護國の御聖慮誠に乾坤を包むの感を懐かしむるのである。品釋、法師品の御頌に曰く

「有佛無佛一以貫、人持軌法、法由人、人人總是圓成理、分外光明遍刹塵」

軌法を持すべき一心の根柢は圓成し盡されたのである。光明よく刹塵に遍滿して、治國利民、妙用顯現の域に進み給へるのである。護國の眞義このことに外ならぬのである。

五

弘仁格式の初頭、神社事を擧げられてゐる最初に、「攘災招福、必憑幽冥、敬神尊佛、清淨爲先」として敬神尊佛の要務を擧げられてゐる。又佛教に於ける年分度者の規定を擧げられてゐる最初に「攘災殖福、佛法尤勝、誘善利生、無如斯道」とあり、敬神尊佛は誠に治國の骨目をなしてゐる。攘災招福は必ず幽冥の加護に依るのであるが、現實的政綱の重點をなすものは、佛教に於ける慈悲

の精神と、儒教に於ける徳治善政である。そしてこのことは同一の政策として表示され得るのである。例へば國內諸地方の窮狀に依り、租税を免除されるが如きは、儒教的には善政であり、佛教的には慈悲善行である。云はゞ二つの思想的根據よりしてかゝる政令が屢々實施せられ、民又よくその徳化を蒙つて繁榮を享受し得たのである。近代儒學勃興以前に於ける儒佛の行政上に於ける理想は極めて調諧的であつた。

儒教はもと行政の學であると共に術であることを主要なる部分としてゐる。行政の領域に於ては精密なる施行法則を含んでゐる。國政の事務的措置が儒教的であることは寧ろ當然である。このことは既に聖徳太子の憲法に於て明確にその全貌を表示してゐる。従つて十七條は第二條の篤敬三寶章を除くの外、佛教の教旨なしとさへ論議されるほどである。然しそれは外貌である。その骨髓に進むならば、佛教的證理を實現し、このことに立脚して始めて完全に確保されるのが他の政務的諸項目である。従つて近代儒學勃興以前に於ては、十七條中に於て、儒佛兩思想の對立があるとは殆んど全く考へられてはゐなかつたのである。それほど近世儒學以前に於ては、行政圏内に關する限り、儒佛は調和的であり、慈悲と善政とは同一精神のものであつたと想定され得るのである。

花園法皇の御修學は、國書、佛書、儒書すべての方面に亘つて居り、御宸記に依るならば、何れも數十書に及んでゐる。元徳二年二月、後醍醐天皇の皇太子であらせられる量仁親王に贈られ、

且つ治國の要諦を御教示遊ばされた一文は、法皇の行政學的識見を御披瀝になつたものであり、情理の切實なる、實に不朽の文字である。人臣の一官之を失するも猶ほ天事を亂る、況んや君子の大寶をやとして君徳の重すべきことを述べさせられ、帝王學の骨髓を提示し給ひ、更に時勢險惡、人心粗暴に傾くことを挙げさせられ、これに對しては、才智萬物に周ねからざるべからずとし、又更に、今時未だ大亂に及ばずと雖も、已にその萌すところありと豫想し給ひ、一旦亂るれば聖哲の英主も容易に治むべからず、太子登極の日、この衰亂の時運に當るであらうことを憂慮し給ひ、専ら學問修養を勧め詩書禮樂を以つて心を治むべしとなし、學問の要は、畢竟日々自ら省察するにありと爲し給ふのである。

この省察の道、儒の行政學に關係するのではあるが、一心の機微に徹し、内外事象の根源を窮め入つては自證自立の確信に住し、出で、は法界全般の妙理に合することは、法皇の貴き御聖行の跡より拜察するも、參禪道であり、直入如來地の一大飛躍であることは明白であつて、些の疑を容れない。「一家仁なれば一國仁に與り、一家讓なれば一國讓に與り、一人貪戾なれば一國亂をなす」儒の行政道も亦一家一人の重要事を説く。この一人一身の骨髓たる一心を正し、更に進んでこの一心本來の面目に直參して相關の識別を脱却し、絶對の眞地より、妙機妙用を觸發すべきである。「二十年來辛苦人、迎春不換舊風烟、著衣喫飯恁麼去、大地何曾有一塵」盡大地一塵の着相なき清

明處より、活潑々地の妙用は生すべきである。一心これに依つて雄渾に慮するところなく無畏不退轉であり、一國又これに依つて正義を執持して勇猛である。王法佛法二つならざる法皇の御自覺は正に興禪護國の實質であると拜察すべきである。

達磨大士西來。始唱教外別傳之宗旨。以洩諸佛頂上之秘機焉。法則吾釋教之翊王度。補治道。而有功天下後世。豈小補云乎哉。當時若無吾教之補翊。便仁孝忠信之教。或幾乎熄矣。

(禪海一瀾)